

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p style="text-align: center;"><b>鳥取県農村地域への産業の導入に関する基本計画</b></p> <p>本県における農村地域への産業の導入については、昭和 46 年度に農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号。以下「旧法」という。）第 4 条第 1 項に基づき基本計画を策定し、その後も社会情勢の変化に伴い基本計画の見直しを重ねるとともに、旧法第 5 条第 1 項又は第 2 項に基づき県及び市町村において実施計画を策定するなど推進体制を整え、工業等（旧法第 2 条第 2 項に定める工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の導入や農業構造の改善を促進してきた結果、実施計画が策定された多くの農村地域で工業等の導入等が行われ、農村地域の発展及び雇用構造の高度化に貢献してきた。</p> <p>しかしながら、本県の人口は昭和 63 年をピークに人口減少傾向が続いており、平成 19 年には総人口が 60 万人を切った。また、研究機関等によって、2040 年には本県人口が約 47 万人となる推計や、同じく 2040 年にはいわゆる消滅可能性都市が 13 町発生するとの衝撃的な推計も示されるなど、このまま高齢化を伴った人口減少が進行すると、農村地域が著しく衰退することが懸念されている。</p> <p>本県における農業は、県内の総就業人口に占める基幹的農業従事者数の割合及び全世帯に占める農家世帯の割合がそれぞれ一定の比率を有するなど、主要産業として重要な位置を占めてきた。しかしながら、中山間地域など条件不利地が多いことに加え、農業所得の低迷や高齢化の進展に伴う担い手不足など、構造的な問題が残されたままの状況にある。このような中、鳥取型低コストハウスの導入によるスイカなど園芸品目の経営安定、和牛や酪農における飼育頭</p>	<p style="text-align: center;"><b>鳥取県農村地域への産業の導入に関する基本計画</b></p> <p>本県における農村地域への産業の導入については、昭和 46 年度に農村地域工業等導入促進法（昭和 46 年法律第 112 号。以下「旧法」という。）第 4 条第 1 項に基づき基本計画を策定し、その後も社会情勢の変化に伴い基本計画の見直しを重ねるとともに、旧法第 5 条第 1 項又は第 2 項に基づき県及び市町村において実施計画を策定するなど推進体制を整え、工業等（旧法第 2 条第 2 項に定める工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の導入や農業構造の改善を促進してきた結果、実施計画が策定された多くの農村地域で工業等の導入等が行われ、農村地域の発展及び雇用構造の高度化に貢献してきた。</p> <p>しかしながら、本県の人口は昭和 63 年をピークに人口減少傾向が続いており、平成 19 年には総人口が 60 万人を切った。また、研究機関等によって、2040 年には本県人口が約 47 万人となる推計や、同じく 2040 年にはいわゆる消滅可能性都市が 13 町発生するとの衝撃的な推計も示されるなど、このまま高齢化を伴った人口減少が進行すると、農村地域が著しく衰退することが懸念されている。</p> <p>本県における農業は、県内の総就業人口に占める基幹的農業従事者数の割合及び全世帯に占める農家世帯の割合がそれぞれ一定の比率を有するなど、主要産業として重要な位置を占めてきた。しかしながら、中山間地域など条件不利地が多いことに加え、農業所得の低迷や高齢化の進展に伴う担い手不足など、構造的な問題が残されたままの状況にある。このような中、鳥取型低コストハウスの導入によるスイカなど園芸品目の経営安定、和牛や酪農における飼育頭</p>	<p>県内農村地域において、既に具体的な調整が進んでおり、立地ニーズがある産業の業種を追加する。</p>

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>数の増加及び梨の新甘泉に代表される果樹新品種の作付面積の増加、さらには農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約に向けた取組など、将来につながる動きも出つつある。</p> <p>本県における工業等の産業は、長らく食料品関連産業と電気機械関連産業（電気機械、電子部品・デバイス、情報通信機械）が主要産業として本県をけん引してきたところであり、製造品出荷額においてもこれらの産業のシェアが5割を超えている。しかし、長引く景気低迷によりこれら主要産業は伸び悩み、本県経済は、リーマンショック前（平成19年）から実質GDPは最大4.9%、製造品出荷額は最大42.6%も減少するなど大きく落ち込んだ。近年は、地震等の大型災害リスクの低さ、利便性の高い無料高速道路網の整備など、立地条件の良い場所として多くの企業が進出するとともに、産官学連携推進体制の整備や経営革新支援等による新たな成長産業の創出など、地域における働く場を生み出す環境が整いつつあり、実質GDP及び製造品出荷額も上昇に転じている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が国内外経済に大きな打撃を与えたように、経済・社会情勢が大きく変動するこの時代にあっても、県内経済の持続的発展を実現するため、「鳥取県産業振興未来ビジョン」を策定したところである。今後、県経済の成長の足取りを確かなものにし、県民所得の向上を図ることがより一層求められる。</p> <p>この先、農村地域に住民が住み続けられるようにするためには、新規就農者の確保・育成や農地の集積・集約化等を通じた農業の担い手の確保・育成のみならず、進展するものづくり分野への対応や地域の強みを活かした新産業の創出と第4次産業革命の実装、地域産業を支える人材の育成・確保などを戦略的に推進する必要がある。</p> <p>このたび、農村地域への導入対象業種として旧法で定められてい</p>	<p>数の増加及び梨の新甘泉に代表される果樹新品種の作付面積の増加、さらには農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約に向けた取組など、将来につながる動きも出つつある。</p> <p>本県における工業等の産業は、長らく食料品関連産業と電気機械関連産業（電気機械、電子部品・デバイス、情報通信機械）が主要産業として本県をけん引してきたところであり、製造品出荷額においてもこれらの産業のシェアが5割を超えている。しかし、長引く景気低迷によりこれら主要産業は伸び悩み、本県経済は、リーマンショック前（平成19年）から実質GDPは最大4.9%、製造品出荷額は最大42.6%も減少するなど大きく落ち込んだ。近年は、地震等の大型災害リスクの低さ、利便性の高い無料高速道路網の整備など、立地条件の良い場所として多くの企業が進出するとともに、産官学連携推進体制の整備や経営革新支援等による新たな成長産業の創出など、地域における働く場を生み出す環境が整いつつあり、実質GDP及び製造品出荷額も上昇に転じている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が国内外経済に大きな打撃を与えたように、経済・社会情勢が大きく変動するこの時代にあっても、県内経済の持続的発展を実現するため、「鳥取県産業振興未来ビジョン」を策定したところである。今後、県経済の成長の足取りを確かなものにし、県民所得の向上を図ることがより一層求められる。</p> <p>この先、農村地域に住民が住み続けられるようにするためには、新規就農者の確保・育成や農地の集積・集約化等を通じた農業の担い手の確保・育成のみならず、進展するものづくり分野への対応や地域の強みを活かした新産業の創出と第4次産業革命の実装、地域産業を支える人材の育成・確保などを戦略的に推進する必要がある。</p> <p>このたび、農村地域への導入対象業種として旧法で定められてい</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>た工業等の業種の限定が農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号）による改正後の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「一部改正法」という。）において廃止されたことから、農村地域の就業機会を確保し、農村地域の振興を図るため、工業等に加え、地域資源を活用する地域内発型の産業や農業を支援する機能を有する産業などの導入を促進する必要がある。</p> <p>このため、令和 7（2025）年度を目標年次として、以下の方針により農村地域への産業の導入を促進するものとする。</p> <p><b>第 1 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標</b></p> <p>（1）業種選定に当たっての基本的考え方</p> <p>農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。導入業種の選定に当たっては、次に掲げる事項に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業導入地区における地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質の確保が期待される産業の導入を図る必要がある。例えば、常用雇用者が常駐しない事業や、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。</li> <li>・より生産性の高い産業分野を導入することにより、地域の農業者等がその希望及び能力に応じて導入された産業に就業し、所得の向上が図られるよう努める。例えば、小規模農家等の第三次産業等への就業が図られることもこれに含まれる。</li> </ul>	<p>た工業等の業種の限定が農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 48 号）による改正後の農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「一部改正法」という。）において廃止されたことから、農村地域の就業機会を確保し、農村地域の振興を図るため、工業等に加え、地域資源を活用する地域内発型の産業や農業を支援する機能を有する産業などの導入を促進する必要がある。</p> <p>このため、令和 7（2025）年度を目標年次として、以下の方針により農村地域への産業の導入を促進するものとする。</p> <p><b>第 1 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標</b></p> <p>（1）業種選定に当たっての基本的考え方</p> <p>農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。導入業種の選定に当たっては、次に掲げる事項に特に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業導入地区における地域の農業者の安定的な就業機会及び雇用の質の確保が期待される産業の導入を図る必要がある。例えば、常用雇用者が常駐しない事業や、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。</li> <li>・より生産性の高い産業分野を導入することにより、地域の農業者等がその希望及び能力に応じて導入された産業に就業し、所得の向上が図られるよう努める。例えば、小規模農家等の第三次産業等への就業が図られることもこれに含まれる。</li> </ul>	

現行	変更後	変更の理由・考え方																																
<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえ、導入産業を選定する必要がある。</li> <li>産業の導入によって、周辺地域における他の産業や住民の事業環境又は生活環境への影響が懸念される場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて判断する。導入業種が、地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要がある場合には、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意する。</li> <li>地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を推奨する。</li> </ul> <p><b>(2) 導入すべき産業の業種</b></p> <p>前項の考え方を踏まえ、本県において具体的に導入すべき業種は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の中分類のうち、下表に示すとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえ、導入産業を選定する必要がある。</li> <li>産業の導入によって、周辺地域における他の産業や住民の事業環境又は生活環境への影響が懸念される場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて判断する。導入業種が、地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要がある場合には、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意する。</li> <li>地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を推奨する。</li> </ul> <p><b>(2) 導入すべき産業の業種</b></p> <p>前項の考え方を踏まえ、本県において具体的に導入すべき業種は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の中分類のうち、下表に示すとおりとする。</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>中分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">製造業</td> <td>食料品製造業</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>飲料・たばこ・飼料製造業</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>繊維工業</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>家具・装備品製造業</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>石油製品・石炭製品製造業</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製品製造業(別掲を除く)</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>	大分類	中分類	中分類コード	製造業	食料品製造業	9	飲料・たばこ・飼料製造業	10	繊維工業	11	家具・装備品製造業	13	石油製品・石炭製品製造業	17	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	18	<table border="1"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>中分類コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">製造業</td> <td>食料品製造業</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>飲料・たばこ・飼料製造業</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>繊維工業</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>家具・装備品製造業</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>石油製品・石炭製品製造業</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>プラスチック製品製造業(別掲を除く)</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>	大分類	中分類	中分類コード	製造業	食料品製造業	9	飲料・たばこ・飼料製造業	10	繊維工業	11	家具・装備品製造業	13	石油製品・石炭製品製造業	17	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	18	
大分類	中分類	中分類コード																																
製造業	食料品製造業	9																																
	飲料・たばこ・飼料製造業	10																																
	繊維工業	11																																
	家具・装備品製造業	13																																
	石油製品・石炭製品製造業	17																																
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	18																																
大分類	中分類	中分類コード																																
製造業	食料品製造業	9																																
	飲料・たばこ・飼料製造業	10																																
	繊維工業	11																																
	家具・装備品製造業	13																																
	石油製品・石炭製品製造業	17																																
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	18																																

現行			変更後			変更の理由・考え方	
	ゴム製品製造業	19		ゴム製品製造業	19		
	鉄鋼業	22		鉄鋼業	22		
	非鉄金属製造業	23		非鉄金属製造業	23		
	金属製品製造業	24		金属製品製造業	24		
	はん用機械器具製造業	25		はん用機械器具製造業	25		
	生産用機械器具製造業	26		生産用機械器具製造業	26		
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	28		電子部品・デバイス・電子回路製造業	28		
	電気機械器具製造業	29		電気機械器具製造業	29		
	輸送用機械器具製造業	31		輸送用機械器具製造業	31		
	その他の製造業	32		その他の製造業	32		
運輸業、郵便業	道路貨物運送業	44	運輸業、郵便業	道路貨物運送業	44		
	倉庫業	47		倉庫業	47		
	運輸に附帯するサービス業	48		運輸に附帯するサービス業	48		
卸売業、小売業	その他の卸売業	55	卸売業、小売業	<a href="#">機械器具卸売業※</a>	<a href="#">54</a>		
	飲食料品小売業※	58		その他の卸売業	55		
宿泊業、飲食サービス業	飲食店※	76		飲食料品小売業	58		
			宿泊業、飲食サービス業	飲食店	76		
※は基本計画に新たに位置付ける業種			※は基本計画に新たに位置付ける業種				
〔引き続き基本計画に位置付ける業種〕 食料品製造業をはじめとする 16 業種の製造業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業及びその他の卸売業は、既に実施計画に記載されている立地済みの業種である。本県の豊富な水資源を活用した飲料・たばこ・飼料製造業の立地			〔引き続き基本計画に位置付ける業種〕 食料品製造業をはじめとする 16 業種の製造業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業及びその他の卸売業は、既に実施計画に記載されている立地済みの業種である。本県の豊富な水資源を活用した飲料・たばこ・飼料製造業の立地				

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>や、電子部品・デバイス・電子回路製造業及び電気機械器具製造業などの産業の集積により、農業従事者の安定した就業や所得の向上に加え、加工食品の開発や農業機械器具等の製造に寄与している。また、道路貨物運送業などは農産物や加工食品、資材等の円滑な流通にも寄与していることから引き続き選定する。</p> <p>〔新たに基本計画に位置付ける業種〕</p> <p><u>飲食料品小売業及び飲食店</u>については、市町村と事業者の間で産業導入地区の候補及び規模等の調整が進んでおり、立地ニーズがある。また、これらの業種は、農村地域の就業機会の確保に加え、<u>地元の農産物の販売や活用など、農産物の需要拡大に寄与することが見込まれる、地域内発型の産業であること</u>から新たに選定する。</p> <p>（３）産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方</p> <p>基本計画において、産業導入地区の設定を通じて、就業機会の確保及び農業構造の改善を図ろうとする地域は、本県の農村地域及び農業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、本県の農村地域全域とする。これらの地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等を図る。</p> <p>産業導入地区の区域の設定に当たっては、国土利用計画、土地</p>	<p>や、電子部品・デバイス・電子回路製造業及び電気機械器具製造業などの産業の集積により、農業従事者の安定した就業や所得の向上に加え、加工食品の開発や農業機械器具等の製造に寄与している。また、道路貨物運送業などは農産物や加工食品、資材等の円滑な流通にも寄与している。<u>なお、飲食料品小売業及び飲食店については、市町村と事業者の間で産業導入地区の候補及び規模等の調整が進んでおり、農村地域の就業機会の確保に加え、地元の農産物の販売や活用など、農産物の需要拡大に寄与することが見込まれる、地域内発型の産業であることから引き続き選定する。</u></p> <p>〔新たに基本計画に位置付ける業種〕</p> <p><u>機械器具卸売業</u>については、市町村と事業者の間で産業導入地区の候補及び規模等の調整が進んでおり、立地ニーズがある。<u>当該業種は、農村地域の就業機会の確保に加え、農業機械等の円滑な流通に寄与することが見込まれることから新たに選定する。</u></p> <p>（３）産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方</p> <p>基本計画において、産業導入地区の設定を通じて、就業機会の確保及び農業構造の改善を図ろうとする地域は、本県の農村地域及び農業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、本県の農村地域全域とする。これらの地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等を図る。</p> <p>産業導入地区の区域の設定に当たっては、国土利用計画、土地</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画について、都市計画、農業振興地域整備計画等の関係部局とあらかじめ十分調整を行い、合理的な土地利用を図るものとする。なお、区域については、市町村が実施計画において地番単位で設定することとする。</p> <p>市町村においては、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努める。</p> <p>また、産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取り止めたり、立地した事業者がその後すぐに撤退したりする等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。</p> <p>なお、新たに産業導入地区を設定する場合は、環境保全の観点から国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域、自然環境保全地域の特別地区、鳥獣保護区の特別保護地区等良好な自然環境を形成している地域及びこれらの地域の周辺でこれらの地域に影響を及ぼすおそれのある地域については、産業導入地区の設定はしない。また、自然公園の普通地域等、上記に準ずる地域については産業導入地区の設定は避ける。</p> <p>産業導入地区の区域の見直しについては、企業の立地ニーズや地域の社会構造の変化等を踏まえ、必要と判断した場合に行うものとし、あらかじめ都市計画、農業振興地域整備計画等の関係部局と調整し、その内容を市町村の実施計画に反映するものとする。</p>	<p>利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画について、都市計画、農業振興地域整備計画等の関係部局とあらかじめ十分調整を行い、合理的な土地利用を図るものとする。なお、区域については、市町村が実施計画において地番単位で設定することとする。</p> <p>市町村においては、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努める。</p> <p>また、産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取り止めたり、立地した事業者がその後すぐに撤退したりする等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。</p> <p>なお、新たに産業導入地区を設定する場合は、環境保全の観点から国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域、自然環境保全地域の特別地区、鳥獣保護区の特別保護地区等良好な自然環境を形成している地域及びこれらの地域の周辺でこれらの地域に影響を及ぼすおそれのある地域については、産業導入地区の設定はしない。また、自然公園の普通地域等、上記に準ずる地域については産業導入地区の設定は避ける。</p> <p>産業導入地区の区域の見直しについては、企業の立地ニーズや地域の社会構造の変化等を踏まえ、必要と判断した場合に行うものとし、あらかじめ都市計画、農業振興地域整備計画等の関係部局と調整し、その内容を市町村の実施計画に反映するものとする。</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p><b>(4) 配慮事項</b></p> <p>既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。</p> <p>また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。</p> <p>労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、鳥取県立ハローワーク、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。</p> <p>この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性、男性ともに働きやすい環境の整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう配慮する。</p> <p><b>第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標</b></p> <p>農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入された産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機</p>	<p><b>(4) 配慮事項</b></p> <p>既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。</p> <p>また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。</p> <p>労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、鳥取県立ハローワーク、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。</p> <p>この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性、男性ともに働きやすい環境の整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう配慮する。</p> <p><b>第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標</b></p> <p>農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入された産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機</p>	



現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>会の確保を図ることで定住促進に努める。</p> <p>この場合において、市町村等は地域社会の年齢構成や労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の就業の意向を把握し、UIJターン希望者、新規学卒者をはじめとする若年層の定着化、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢層の就業の円滑化、日雇い等の不安定就業者の地元における安定就業の促進を図る。</p> <p>また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方環流の円滑化に努める。</p> <p><b>第3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標</b></p> <p>農村地域及びその周辺における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、かつ、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和2年12月15日改訂）で示された政策の方向及び鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針に即し、農業構造の改善を図るよう努める。</p> <p>この場合において、農村地域への産業等の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進しつつ、地域ぐるみの対応の中で、農地中間管理事業による将来にわたって安定的に産地や地域農業を担う多様な担い手への農地集積・集約及び集落営農組織の広域化・法人化を図ることにより国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。</p>	<p>会の確保を図ることで定住促進に努める。</p> <p>この場合において、市町村等は地域社会の年齢構成や労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者の就業の意向を把握し、UIJターン希望者、新規学卒者をはじめとする若年層の定着化、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢層の就業の円滑化、日雇い等の不安定就業者の地元における安定就業の促進を図る。</p> <p>また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方環流の円滑化に努める。</p> <p><b>第3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標</b></p> <p>農村地域及びその周辺における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、かつ、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、<a href="#">令和3年12月24日改訂</a>）で示された政策の方向及び鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針に即し、農業構造の改善を図るよう努める。</p> <p>この場合において、農村地域への産業等の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進しつつ、地域ぐるみの対応の中で、農地中間管理事業による将来にわたって安定的に産地や地域農業を担う多様な担い手への農地集積・集約及び集落営農組織の広域化・法人化を図ることにより国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「人・農地プラン」の内容等に留意しつつ、農地中間管理機構による認定農業者や集落営農組織などの担い手への農地集積・集約を加速化し、農地の有効活用、生産コストの低減及び経営効率の向上による農業経営基盤の安定化を推進することとし、農村地域への産業の導入促進が農業の構造の改善を阻害することのないよう、関係機関と十分に調整する。</p> <p>また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることに配慮する。</p> <p>さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の構築を促進する。</p> <p><b>第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針</b></p> <p>農村地域への産業の導入に当たっては、合理的な土地利用を図ることを旨として、今後とも農用地等として土地利用を図ることが適当である優良農地の保全及び周辺農地への影響を考慮しつつ、産業の導入が適正かつ円滑に行われるよう施設用地（工場、事業場その他の施設の用に供する土地をいう。以下同じ。）と農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）との調整を図る。</p> <p>農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に基づく農用地区域をいう。以下同じ。）は農業生産の基盤として</p>	<p>具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「人・農地プラン」の内容等に留意しつつ、農地中間管理機構による認定農業者や集落営農組織などの担い手への農地集積・集約を加速化し、農地の有効活用、生産コストの低減及び経営効率の向上による農業経営基盤の安定化を推進することとし、農村地域への産業の導入促進が農業の構造の改善を阻害することのないよう、関係機関と十分に調整する。</p> <p>また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることに配慮する。</p> <p>さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の構築を促進する。</p> <p><b>第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針</b></p> <p>農村地域への産業の導入に当たっては、合理的な土地利用を図ることを旨として、今後とも農用地等として土地利用を図ることが適当である優良農地の保全及び周辺農地への影響を考慮しつつ、産業の導入が適正かつ円滑に行われるよう施設用地（工場、事業場その他の施設の用に供する土地をいう。以下同じ。）と農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）との調整を図る。</p> <p>農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に基づく農用地区域をいう。以下同じ。）は農業生産の基盤として</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>確保されるべき区域であることから、原則としてその区域内に産業導入地区を設定しないものとする。なお、やむを得ず産業導入地区に農用地区域を含める場合においては、市町村は、下記の事項について調整を行った上で、産業導入地区を定めることとする。</p> <p><b>(1) 農用地区域外での開発を優先すること</b></p> <p>市町村の区域内に、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。</p> <p><b>(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること</b></p> <p>農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる</li> <li>・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる</li> </ul> <p>など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。</p> <p><b>(3) 面積規模が最小限であること</b></p> <p>産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。</p> <p><b>(4) 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと</b></p>	<p>確保されるべき区域であることから、原則としてその区域内に産業導入地区を設定しないものとする。なお、やむを得ず産業導入地区に農用地区域を含める場合においては、市町村は、下記の事項について調整を行った上で、産業導入地区を定めることとする。</p> <p><b>(1) 農用地区域外での開発を優先すること</b></p> <p>市町村の区域内に、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。</p> <p><b>(2) 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること</b></p> <p>農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集团的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じる</li> <li>・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる</li> </ul> <p>など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。</p> <p><b>(3) 面積規模が最小限であること</b></p> <p>産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。</p> <p><b>(4) 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと</b></p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。</p> <p><b>(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること</b></p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記（1）から（3）までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先すること。</p> <p>なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれ、また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定され</p>	<p>土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。</p> <p><b>(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること</b></p> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記（1）から（3）までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地以外での開発を優先すること。</p> <p>なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれ、また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定され</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>る農用地も含まれるため、優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地については、県の農林担当部局と連携を緊密に行い、適切に把握すること。また、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地への産業導入地区の区域設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について、県の農林担当部局と十分に調整を行うこと。</p> <p>また、産業導入地区の縮小、取消し等を行う場合において、縮小、取消し等に係る土地がその形状等からみて農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、これを農用地区域に編入する。</p> <p><b>第5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項</b></p> <p>農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤を始めとする定住条件の整備を促進することが肝要であり、次の施策の実施に努める。</p> <p>この場合において、本制度に基づく税制、金融、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林漁業者等によ</p>	<p>る農用地も含まれるため、優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地については、県の農林担当部局と連携を緊密に行い、適切に把握すること。また、農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農用地への産業導入地区の区域設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について、県の農林担当部局と十分に調整を行うこと。</p> <p>また、産業導入地区の縮小、取消し等を行う場合において、縮小、取消し等に係る土地がその形状等からみて農用地区域に含めることが相当であると認められるときは、これを農用地区域に編入する。</p> <p><b>第5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項</b></p> <p>農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤を始めとする定住条件の整備を促進することが肝要であり、次の施策の実施に努める。</p> <p>この場合において、本制度に基づく税制、金融、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林漁業者等によ</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>る新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。</p> <p>また、市町村単位で整備することが困難なものについては、都道府県、関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。</p> <p><b>（１）産業基盤の整備</b></p> <p>地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。</p> <p>こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、快適で創造的な産業活動の場とするため、本県の優れた自然を生かし、景観に優れたものとするほか、地域社会との調和を図るため、地域に開放される緑地、公園等の施設の整備に努める。また、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。</p> <p><b>（２）定住等及び地域間交流の条件の整備</b></p> <p>産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。</p>	<p>る新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努める。</p> <p>また、市町村単位で整備することが困難なものについては、都道府県、関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。</p> <p><b>（１）産業基盤の整備</b></p> <p>地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。</p> <p>こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、快適で創造的な産業活動の場とするため、本県の優れた自然を生かし、景観に優れたものとするほか、地域社会との調和を図るため、地域に開放される緑地、公園等の施設の整備に努める。また、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。</p> <p><b>（２）定住等及び地域間交流の条件の整備</b></p> <p>産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域における定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備及び文化の振興に努める。</p> <p><b>第6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項</b></p> <p>農村地域に導入される産業に、農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。</p> <p>(1) 雇用情報の収集及び提供</p> <p>導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。</p> <p>(2) 職業紹介等の充実</p> <p>農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。</p> <p>この場合において、農業従事者等が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度等の積極的な活用を促す。</p> <p>また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。</p>	<p>この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備及び文化の振興に努める。</p> <p><b>第6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項</b></p> <p>農村地域に導入される産業に、農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。</p> <p>(1) 雇用情報の収集及び提供</p> <p>導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。</p> <p>(2) 職業紹介等の充実</p> <p>農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。</p> <p>この場合において、農業従事者等が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度等の積極的な活用を促す。</p> <p>また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性、男性ともに働きやすい環境の整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。併せて、過疎地域等の人口急減地域を対象として、市町村、企業等と連携し、安定的な雇用の創出を図ることによって農村地域内外の人材の受け皿を確保する特定地域づくり事業協同組合制度の積極的な活用を促す。</p> <p><b>(3) 職業能力開発等の推進</b></p> <p>職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への農業従事者等の円滑な就業を促進するため、既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。</p> <p>この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野での事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。</p> <p><b>第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項</b></p> <p>農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため、地域の実情に応じて次の施策を実施する。</p> <p><b>(1) 担い手の育成・確保</b></p>	<p>さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性、男性ともに働きやすい環境の整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。併せて、過疎地域等の人口急減地域を対象として、市町村、企業等と連携し、安定的な雇用の創出を図ることによって農村地域内外の人材の受け皿を確保する特定地域づくり事業協同組合制度の積極的な活用を促す。</p> <p><b>(3) 職業能力開発等の推進</b></p> <p>職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への農業従事者等の円滑な就業を促進するため、既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。</p> <p>この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野での事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。</p> <p><b>第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項</b></p> <p>農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため、地域の実情に応じて次の施策を実施する。</p> <p><b>(1) 担い手の育成・確保</b></p>	



現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における「人・農地プラン」の策定を通じて地域の話し合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。</p> <p>核となる担い手の育成・確保が困難な中山間地域等においては、営農組織が地域を支える担い手として、今後ますます重要な役割を担うこととなるため、集落営農の組織化・法人化と経営基盤の強化に向け、地域ぐるみで取組を強化する。地域の担い手の一つとして、企業・社会福祉法人等、他産業の農業参入支援も推進する。</p> <p>また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。</p> <p><b>(2) 農業生産基盤及び農業施設の整備</b></p> <p>効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。</p> <p><b>第8 その他必要な事項</b></p> <p>(1) 環境の保全等</p>	<p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における「人・農地プラン」の策定を通じて地域の話し合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。</p> <p>核となる担い手の育成・確保が困難な中山間地域等においては、営農組織が地域を支える担い手として、今後ますます重要な役割を担うこととなるため、集落営農の組織化・法人化と経営基盤の強化に向け、地域ぐるみで取組を強化する。地域の担い手の一つとして、企業・社会福祉法人等、他産業の農業参入支援も推進する。</p> <p>また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。</p> <p><b>(2) 農業生産基盤及び農業施設の整備</b></p> <p>効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。</p> <p><b>第8 その他必要な事項</b></p> <p>(1) 環境の保全等</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>市町村は、実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入にあたっては、環境基本法（平成5年法律第91号）、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）等の環境関係諸法令及び鳥取県環境基本計画等の環境保全に関する計画に基づき、実施計画の策定に先立って、必要に応じて産業等の導入が環境に与える影響を調査検討する。また、具体的な産業の導入後においても必要に応じ補完調査を行い、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努める。併せて、公害関係法令の遵守、公害防止施設等の設置、公害防止協定の締結等による公害の防止はもとより、エネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないように努める。</p> <p>また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。</p> <p><b>（2）農村地域の活力の維持増進への配慮</b></p> <p>若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年層地元就職及びU I J ターン希望者等の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進め、地域の活力の維持増進に努める。</p> <p><b>（3）過疎地域等への配慮</b></p> <p>過疎地域、山村地域等への産業の導入にあたっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、円滑な実施が</p>	<p>市町村は、実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入にあたっては、環境基本法（平成5年法律第91号）、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成8年鳥取県条例第19号）等の環境関係諸法令及び鳥取県環境基本計画等の環境保全に関する計画に基づき、実施計画の策定に先立って、必要に応じて産業等の導入が環境に与える影響を調査検討する。また、具体的な産業の導入後においても必要に応じ補完調査を行い、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努める。併せて、公害関係法令の遵守、公害防止施設等の設置、公害防止協定の締結等による公害の防止はもとより、エネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないように努める。</p> <p>また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。</p> <p><b>（2）農村地域の活力の維持増進への配慮</b></p> <p>若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年層地元就職及びU I J ターン希望者等の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進め、地域の活力の維持増進に努める。</p> <p><b>（3）過疎地域等への配慮</b></p> <p>過疎地域、山村地域等への産業の導入にあたっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、円滑な実施が</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>図られるよう努める。</p> <p><b>(4) 農業団体等の参画</b></p> <p>農村地域への産業の導入にあたっては、実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を求め、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が定着できるように、これらの団体との連携を密にし、諸問題の解決が図られるよう配慮する。</p> <p><b>(5) 関係部局間の十分な連携等</b></p> <p>農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。</p> <p>また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町村は、本制度の運用にあたっては、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努めるものとする。</p> <p><b>(6) 企業への情報提供等</b></p> <p>県及び市町村は、産業導入地区に関する情報、法及び条例等による企業の優遇措置等について、企業等に周知徹底を図る。また、立地後の企業についてもその定着を図るために必要な指導その他の援助を行う。</p> <p>これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び各地方農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地</p>	<p>図られるよう努める。</p> <p><b>(4) 農業団体等の参画</b></p> <p>農村地域への産業の導入にあたっては、実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を求め、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が定着できるように、これらの団体との連携を密にし、諸問題の解決が図られるよう配慮する。</p> <p><b>(5) 関係部局間の十分な連携等</b></p> <p>農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。</p> <p>また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町村は、本制度の運用にあたっては、商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携が重要であることに留意して、施策の推進や情報の共有等に努めるものとする。</p> <p><b>(6) 企業への情報提供等</b></p> <p>県及び市町村は、産業導入地区に関する情報、法及び条例等による企業の優遇措置等について、企業等に周知徹底を図る。また、立地後の企業についてもその定着を図るために必要な指導その他の援助を行う。</p> <p>これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び各地方農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。</p> <p>その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省の横断的な施策や地方公共団体が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。</p> <p><b>(7) 遊休地解消に向けた取組</b></p> <p>遊休地については、県のホームページでの工業用地の紹介に加え、県及び市町村が連携した誘致活動を行う。</p> <p>また、定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。</p> <p><b>(8) 撤退時のルールについて</b></p> <p>立地企業が撤退する場合には、撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、時間的余裕をもって可能な限り早期に関係自治体に報告する等の撤退時のルールを実施計画に盛り込み、関係自治体と企業との間で企業の立地時に定めるよう努める。</p> <p><b>(9) 実施計画のフォローアップ体制の確保</b></p> <p>市町村は、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保を図るため、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造改善に関する目標、産業</p>	<p>域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。</p> <p>その際、企業等が活用可能な施策については、関係府省の横断的な施策や地方公共団体が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。</p> <p><b>(7) 遊休地解消に向けた取組</b></p> <p>遊休地については、県のホームページでの工業用地の紹介に加え、県及び市町村が連携した誘致活動を行う。</p> <p>また、定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。</p> <p><b>(8) 撤退時のルールについて</b></p> <p>立地企業が撤退する場合には、撤退後の跡地の有効活用が可能となるよう、時間的余裕をもって可能な限り早期に関係自治体に報告する等の撤退時のルールを実施計画に盛り込み、関係自治体と企業との間で企業の立地時に定めるよう努める。</p> <p><b>(9) 実施計画のフォローアップ体制の確保</b></p> <p>市町村は、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保を図るため、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造改善に関する目標、産業</p>	

現行	変更後	変更の理由・考え方
<p>導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努める。</p> <p>確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用するものとする。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に共有するよう努める。</p> <p>また、市町村は、一部改正法の施行前に既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。</p>	<p>導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努める。</p> <p>確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等に活用するものとする。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に共有するよう努める。</p> <p>また、市町村は、一部改正法の施行前に既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。</p>	

#### 附 則

この基本計画の変更は、令和4年4月28日から適用する。